

報告第12号

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議に対する意見決定の件

丹波少年自然の家事務組合理約を変更するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条に基づき提示すべき意見を、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づき、令和4年12月2日に教育長の臨時代理により別紙のように決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和4年12月14日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司郎

別紙

西教委青育発第47号  
令和4年12月2日  
(2022年)

西宮市議会議長  
坂上明様

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司 郎



丹波少年自然の家事務組合理約の変更について

令和4年11月30日付西議発第69号によって意見を求められました標記の件につきましては、異議ありません。



以下、参考資料



西議発第 69 号  
令和 4 年 11 月 30 日  
(2022 年)

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司郎 様

西宮市議会議長 坂上 明

丹波少年自然の家事務組合理約の変更について (諮問)

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関して、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 290 条の規定により議会の議決をするにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令 (昭和 31 年政令第 221 号) 第 12 条の規定により、貴委員会に諮問します。

記

- 1 議案名 議案第 557 号 丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議の件
- 2 提出期限 令和 4 年 12 月 7 日 (水)

以上

丹波少年自然の家事務組合同規約の変更に関する協議の件

丹波少年自然の家事務組合同規約の変更に関して、次のとおり関係地方公共団体と協議するため、議決を求める。

令和4年11月30日提出

西宮市長 石井 登志郎

丹波少年自然の家事務組合同規約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合同規約（昭和54年4月1日規約第1号）の一部を次のように変更する。

第2条中「尼崎市」を削る。

第5条中「18人」を「16人」に改める。

別表中「尼崎市」を削る。

附 則

（施行期日）

1. この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(参考1)

○提案理由

一部事務組合の規約の変更を行うことについて、関係地方公共団体と協議するため。

(参考2)

○丹波少年自然の家事務組合格約（現行抄）

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 丹波篠山市

（組合議会の組織）

第5条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、18人とする。

別表

項 目	関係市町	負 担 区 分	
		市 町 別	地 域 別
施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80
	丹波篠山市	—	100分の20
施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	尼崎市	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。) 人口割100分の90	100分の100
	西宮市		
	芦屋市		
	伊丹市		
	宝塚市		
	川西市		
	三田市		
猪名川町			
	尼崎市	均等割100分の9	100分の90
	西宮市		
	芦屋市		
	伊丹市		

施設の管理運営費	宝塚市	人口割100分の81	
	川西市		
	三田市		
	猪名川町		
	丹波市	—	100分の7
	丹波篠山市	—	100分の3

人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。

(参考3)

○地方自治法

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。